

令和8年度千葉県輸出リーディング事例構築事業 企画提案仕様書

本仕様書は、千葉県が委託する「令和8年度千葉県輸出リーディング事例構築事業」の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、委託先候補者決定後、県と委託先候補者による協議の上、県が作成する。

1 事業名

「令和8年度千葉県輸出リーディング事例構築事業」業務委託

2 事業の目的

本県は、大消費地である首都圏に位置していることから、市場出荷のみならず、生産者による直売や観光農園など、販路が豊富であることが強みであるといえる。一方で、人口減少に伴う国内マーケットの縮小といった農林水産業を取り巻く環境の変化により、これまでの国内市場のみに依存する構造から、中長期的に海外市場にも目を向けていくことが不可欠である。

そこで本事業では、輸出に取り組む意欲があり、将来的に「地域の核」となりうる生産者を複数選定し、経営的な観点も含めて個別の伴走支援を行う（以下、「支援対象者」という）ことで、国内向けだけでなく、輸出にも継続的に取り組む県内生産者の先進事例を構築することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務内容

（注1）本事業の支援対象者（4者程度）については県が別途選定を行う。

（注2）支援対象者の生產品目は、「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」で定める「輸出ポテンシャル品目」のうち、特に農産物（いちご、メロン、切花、さつまいも、梨、米）を想定すること。

（注3）本事業では、支援対象者が「輸出もできる生産者」になることを目指し、複数年かけて継続的に伴走支援を行うことを想定していること。

令和8年度事業においては、「別紙1 輸出リーディング事例構築事業の方向性」に基づき、伴走支援1年目を想定した提案内容とすること。

（1）コーディネーターの選定・設置

支援対象者に伴走する専門人材として、支援対象者との窓口調整役を担うコーディネーターを、可能な限り1者につき1名以上設置すること。なお、コーディネーターの選定と設置については、最終的に県と協議の上で決定する。

- ① 本事業の趣旨に沿って生産者へ伴走支援を行うコーディネーターの候補となる者を複数名提案すること。なお、企画提案書には、提案する候補者の現在の所属、専門分野、過去の支援実績について必ず記載すること。
- ② コーディネーターは、支援対象者からの各種相談対応に加え、支援対象者を取り巻く関係者との調整窓口としての機能を担うこと（各種日程調整や商談時の支援対象者へのフォロー等）。なお、必要に応じて、各分野・業界の事情に精通し、専門的な知見を有する外部専門家を適宜招へいし、支援対象者に対して助言やその他の必要な支援を行うこと。
- ③ コーディネーターは、事業の遂行状況について支援対象者及び県と密に共有し、関係者間で必要に応じて適宜打ち合わせを実施するほか、事業の進捗と課題を記載した月次進捗報告書を作成し、県へ提出すること。

(2) 支援対象者に対する個別伴走計画の策定及び実行

① カテゴリー別支援項目の提案（企画提案時のみ）

本事業は、「別紙2 カテゴリー別支援項目」のA～Dに掲げる内容を、支援対象者ごとに必要となる項目を組み合わせることで実施する。令和8年度事業では別紙2に記載のとおり、カテゴリーAに比重を置いて実施するが、カテゴリーA及びBについて、別紙2に記載した項目以外に、事業実施の効果を高めるために有効と考えられる施策を、それぞれ1項目以上を提案すること。

② 品目別の支援モデル計画案の提案（企画提案時のみ）

県が定める「輸出ポテンシャル品目」のうち、本事業で支援を想定する対象品目（いちご、メロン、切花、さつまいも、梨、米）の中から3品目を選択し、上記①のカテゴリー別支援の項目を組み合わせ、令和8年6月～令和9年3月までの支援モデル計画案を作成・提案すること。

なお、輸出ターゲット国・地域は、実際の伴走支援の中で支援対象者の意向に沿ったターゲットを設定する予定であるが、本企画提案においては、比較的輸入規制の少ない国・地域を想定した上で、上記品目から3品目を選択し、それぞれの支援モデル計画案を提案すること。

※当該品目に係る生産者の繁忙期を考慮した上で、支援モデル計画案を提案すること。

③ 支援計画の作成

コーディネーターは、原則として県職員とともに各支援対象者を訪問し、支援対象者に対して現状のヒアリング、目標・ビジョンの設定、上記①の「カテゴリー別支援項目」の中で実施したい内容を聞き取ることにより、支援スケジュール等を記載した支援計画を策定すること（「カテゴリー別支援項目」に掲げる内容を、必ずしも全て実施する必要はない）。また、事業期間内の個別コンサルティングによる支援方向性、支援内容について

支援対象者との合意を得ること。

④ 支援計画の実行

上記③において策定した支援計画を実行すること。支援に携わるコーディネーターは、地域の実情や生産者に寄り添った伴走支援を行うこと。なお、やむを得ない事情により当初の支援計画のとおり支援を進めることが困難になった場合、コーディネーターは、県と協議の上で支援計画を変更し、継続して支援を行うこと。

⑤ 支援対象者の「輸出を含めた経営戦略」の策定

コーディネーターは、支援対象者ごとに輸出を含めた経営戦略の策定支援を行うこと。なお、「輸出を含めた経営戦略」については、別紙3に掲げる様式（最終的な様式は県が指定する）を用いて作成し、県へ報告すること。

（3）事業成果のフィードバック

各支援対象者が本事業で行う取組について、地域の関係者に広く知ってもらうことを目的とし、県内生産者や支援機関等を対象とした本事業の成果報告会を、千葉県内で1回以上実施すること。なお、報告会の運営は委託事業者が行うこととし、開催に当たっては、チラシ等の作成・周知を行う等、多くの集客が図れるような工夫をすること。

また、成果報告会の実施時期、会場、内容については提案によることとし、最終的な実施内容は県と協議の上で決定すること。

（4）独自提案

上記4（1）～（3）の業務の実施に関して、事業効果を高めるための施策を1点以上提案すること。

（5）その他

① 本事業は、農林水産省が実施するGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfpl.maff.go.jp/service>）が提供するサービスも併せて活用しながら実施すること。

② 事業受託者は、本事業の事業効果を高めるため、県が農林水産物の輸出促進のために行う各種施策について協力を求めた場合には、知見提供や機会共有等、可能な限りにおいて応ずること。

（6）報告書の作成

上記4（1）～（5）の業務の実施成果を報告書にまとめた上で県に提出すること。

なお、下記に示す報告内容は一例とし、最終的な報告内容及び報告書の作成方法については県と協議の上で決定すること。また、報告書は中間報告と最終報告の2回に分けて作成し、県に提出すること。提出方法は県が指定する電子データ形式とし、最終報告については、印刷物（3部）も併せて提出すること（下記5（3）を参照のこと）。

① 中間報告書

ア 報告書に含める内容

- ・策定した伴走支援計画の内容と実施状況
- ・各支援対象者の財務分析結果
- ・事業を実施する中で生じた課題と解決策
- ・その他受託事業者の判断により報告が必要と思われる事項

イ 提出期限

令和8年10月下旬

※具体的な提出期限については協議の上、県が指定する。

② 最終報告書

ア 報告書に含める内容

- ・事業の概要
- ・各支援対象者の伴走支援結果
- ・事業を実施する中で生じた課題と対応
- ・各支援対象者が策定した経営戦略（別紙3）
- ・次年度の伴走支援計画案（支援対象者ごとに作成すること）
- ・その他受託事業者の判断により報告が必要と思われる事項

イ 提出期限

令和9年3月31日（水）

5 最終成果物の提出について

本事業の受託事業者は、最終的な成果物を下記のとおり県へ提出し、検査を受けること。

(1) 提出物

- ① 業務完了報告書（様式は県が指定する）
- ② 最終報告書（上記4（6）②に記載のもの）

(2) 提出期限

令和9年3月31日（水）

(3) 提出方法

印刷物（3部）及び電子データ

(4) 提出先

千葉県農林水産部販売輸出戦略課 輸出支援室

6 事業運営及び管理について

本業務が円滑に実施され、かつ高い効果を獲得することが可能な運営体制を構築するとともに、進行管理を徹底すること。

(1) 県との連絡調整

委託業務の実施にあたっては、受託事業者において計画書を作成の上、進行管理を行うこと。また、月1回程度の頻度で県の担当者と打ち合わせを行い、事業の進捗状況等を報告するとともに、必要な資料や打ち合わせ記録等の作成を行うこと。

(2) 主任者の選任

委託業務を円滑に遂行するため、本業務を統括し県との連絡調整を行う主任者を置く。主任者は、事業受託者の組織内において管理職又はそれと同等の立場にある者とする。なお、主任者はやむを得ない場合を除いて事業委託期間中は変更しないこととし、変更する場合は県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 問合せ等への対応

本事業に関わる輸出事業者及びその他事業者等からの問い合わせ等に対応できる体制を整えること。

(4) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については速やかに県に報告すること。

(5) 成果物等の取扱い

本事業の委託経費で制作した成果物等についての著作権、所有権その他これらに類する権利は全て県に帰属するものとし、成果物が画像や動画等の電子データの場合は、県が指定するファイル形式により納品すること。ただし、事業委託期間中は、事業受託者が上記の権利を適正に管理し、事業終了後に県へ引き継ぐこととする。なお、終了後も引き続き事業受託者その他が管理すべきと判断される場合は、県と別途協議の上で決定する。

7 法令遵守及び安全管理について

(1) 関係法令の遵守

委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

本業務の遂行に係る安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、作業現場における緊急時の連絡体制を整備すること。なお、事業受託者の組織内において同様の内規等がある場合は、それに代えることができる。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

本業務に関わる作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の処置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託事業者の責任において措置すること。

8 秘密の保持について

本業務で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務委託期間終了後も同様とする。

9 その他

(1) 個人情報の取扱・管理について

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償について

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 再委託について

原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託が必要な場合は、あらかじめ当該業務を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県へ提出し、承諾を得ること。

(4) 仕様変更について

本業務の実施に当たっては不確定要素が多いことから、県と必要な協議、打合せを十分に行い、その指示に従い誠実に業務を進めること。また、やむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

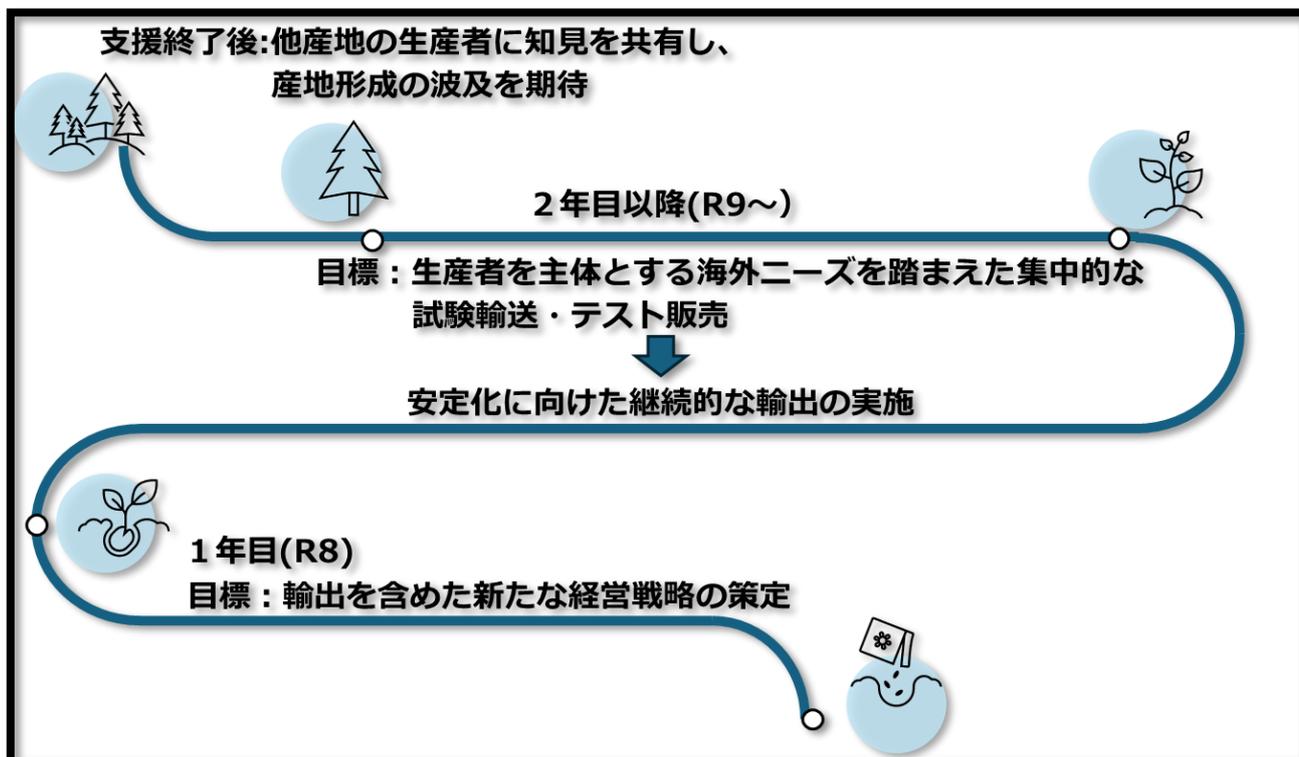
(5) 業務内容の変更又は中止に係る委託料の取扱いについて

契約締結後、やむを得ない事情等により一部の支援対象者の支援内容を中止する場合や、大規模災害の発生等による影響で業務内容の変更又は中止が生じた場合、委託料の取り扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて県と事業受託者において協議の上決定する。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と事業受託者が協議して決定する。

輸出リーディング事例構築事業の方向性



【注意事項】

- ① 輸出リーディング事例構築事業は、輸出に取り組む県内生産者を複数年で支援することを想定した事業である。この趣旨を踏まえた上で、支援1年目に当たる令和8年度で実施すべき支援内容を企画提案すること。
- ② 「令和8年度千葉県輸出リーディング事例構築事業」は、単年度予算による実施であるため、令和9年度以降の事業継続を保証するものではないことに留意すること。

「カテゴリー別支援メニュー」について

本事業は、次のカテゴリーA～Dに掲げる内容を、支援対象者ごと（4者を想定）に必要な項目を組み合わせることで実施する（支援対象者が希望する支援を行うことから、必ずしも全ての項目を実施する必要はない）。なお、令和8年度の目標とカテゴリーごとの取組比率を下記に示すので、これに基づき企画提案を行うこと。

目標…ターゲット国・地域の設定と輸出を含めた経営戦略の策定
 （カテゴリー毎の取組比率想定 A : B : C : D = 6 : 3 : 0 : 1）

<p>カテゴリーA：輸出導入支援</p> <p>ねらい：輸出に取り組む意義の理解、輸出に取り組むに当たっての情報収集、他の産地で輸出に取り組む生産者や、輸出に携わる事業者等との人脈形成のきっかけづくり等の支援</p> <p>支援内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種輸出セミナー・研修会への参加 （想定される事業経費：旅費、セミナー参加費用 等） ○国内で開催される食品等輸出見本市の視察 （想定される事業経費：旅費、見本市入場料 等） ○県外先進事例の視察 （想定される事業経費：旅費 等） ○現地マーケティング調査 （想定される事業経費：旅費、通訳費 等） ○生産・出荷オペレーションに係る現状分析及び助言 （想定される事業経費：コンサルティング費用、消耗品費 等） ○財務に係る現状分析及び助言 （想定される事業経費：コンサルティング費用、消耗品費 等） ○提案項目 （想定される事業経費：提案項目を実施する際に想定される事業経費を示すこと）
<p>カテゴリーB：輸出チャレンジ支援</p> <p>ねらい：設定したターゲット国・地域に向け、生産者が主体となって輸出に取り組むための支援</p> <p>支援内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸出に適した品種の導入支援 （想定される事業経費：コンサルティング費用、品種の購入費用 等） ○商社・現地パートナー開拓支援 （想定される事業経費：コンサルティング費用、旅費、会議費 等）

- こん包・輸送方法の研究
(想定される事業経費：資材費、輸送費、コンサルティング費用 等)
- 試験輸出の実施
(想定される事業経費：資材費、輸送費、保管費、検疫等費用、保険料、消耗品費 等)
- 現地テスト販売の実施
(想定される事業経費：試食用サンプル費用、プロモーター費用、広告宣伝費 等)
- 提案項目
(想定される事業経費：提案項目を実施する際に想定される事業経費を記載すること)

カテゴリーC：輸出ビジネス実現支援

ねらい：継続的な輸出に繋げるため、支援対象者の規模に見合った最適な輸出量・価格・物流ルート確立のための支援

支援内容：

令和8年度は実施しない

カテゴリーD：組織化支援

ねらい：輸出リーディング事例構築事業の出口を見据えた「地域の輸出推進体制」（協議会の形式を想定）確立に向けた準備・支援

支援内容：

- 生産者仲間の拡大支援
(想定される事業経費：コンサルティング費用、情報発信に係る費用 等)
- 流通事業者等の開拓支援
(想定される事業経費：コンサルティング費用、旅費、会議費 等)

【注意事項】

- 各種セミナーへの参加や視察、商談参加等で支援対象者が出張する場合は、原則としてコーディネーターも同行すること（県職員の旅費は含まない）。
- 県外視察は、農林水産省が実施する産地形成関連の事業で採択実績がある産地の視察を想定する（県職員の旅費は含まない）。
- 現地マーケット調査は、支援対象者が輸出に継続的に取り組むためのモチベーション醸成を目的とし、支援対象者が輸出ターゲット国・地域を設定する時点や、試験輸出・テスト販売を実施する際に、支援対象者が海外へ渡航するための費用と想定している。なお、現地マーケット調査は支援対象者ごとに1回までとする。
- 生産・出荷オペレーションに係る現状分析及び助言については、支援対象者の生産や出荷作業の流れを、図や記号を用いて可視化することにより、支援対象者に対して輸出に継続的に取り組むために必要な改善策を助言することを想定する。
- 財務の分析については、支援対象者から財務諸表等のデータを入手し、経営指標を用いた収益性等の分析、製造原価の把握、利益分析等を実施することで、支援対象者に対して輸出に継続的に取り組むために必要な改善策を助言することを想定する。

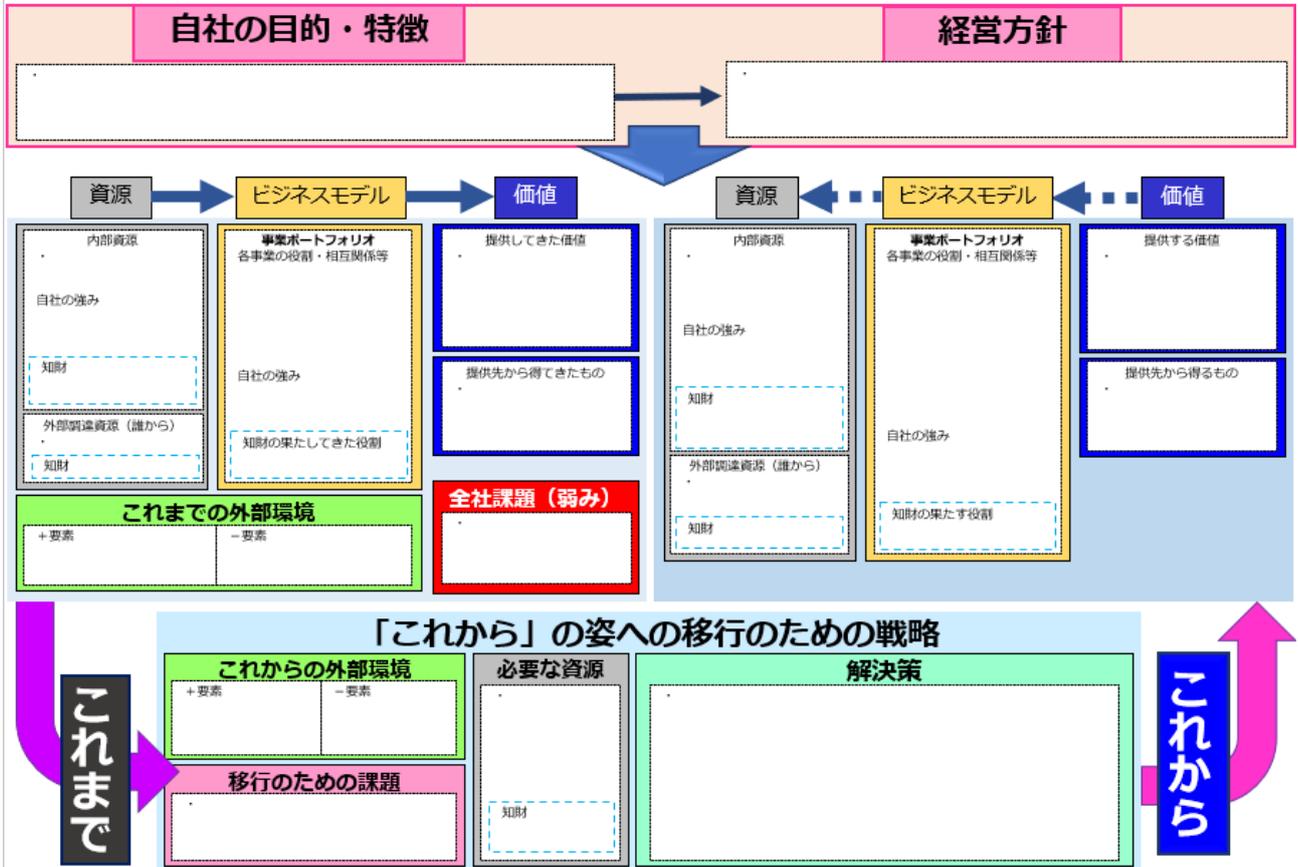
○商社・現地パートナー開拓支援については、コーディネーターが事前に生産者に対し、輸出商社等との商談における留意点を十分に伝え、商談時は生産者のフォローを適宜行うこと。

○試験輸出及びテスト販売の実施に係る注意事項

- ① 海外でテスト販売を実施する場合は、実施品目の品種や梱包、価格等については、量販店及び生産者団体等と協議して決定すること。コーディネーターは、商談の場のセッティングや支援対象者のフォローを行うこと。
- ② 販売商品については、正規の輸出入手続を行い、品目特性に応じた試験輸出を行うこととする。なお、空輸に適した品目については、可能な限り成田市場及び成田空港を活用して輸出することとし、フォワーダーは量販店と協議して決定すること。
ただし、販売商品の調達費及び輸出入に係る諸経費は、本委託経費には含まないこととする。
- ③ 調達産地から集荷場所となる成田市場までの輸送について、現状の物流で足りる場合は当該物流を使うこととし、本委託経費には含めないが、本業務に係る輸出を行う中で、新たに物流会社等に輸送を依頼せざるを得ない場合には、当該依頼に係る諸費用を本委託経費に含むことも可能とする。ただし、その場合は、低廉で効率的な輸送方法を検討し、県に事前に協議したうえで決定すること。
- ④ 販売商品の輸出回数や日程等については、テスト販売の期間を鑑み、販売商品の鮮度が保持されるよう、販売店舗と十分に協議した上で決定すること。
- ⑤ 試食サンプルに係る経費（調達や輸送を含む）は、委託費に含めることとする。
- ⑥ 販売店舗到着時の商品のロス率を低減させるため、コーディネーターは支援対象者に対し、効果的な施策を助言の上、実施すること。
- ⑦ 輸出入に係る手続や、試食のための現地衛生当局への届出、販売商品に必要な表示ラベルの貼付など、現地規制への対応を行うこと。
- ⑧ 本事業で試験輸出を実施する場合は、輸出後の代金回収が困難になった場合や、輸送に伴う品質劣化や輸入不許可となった場合に備え、各種保険等を活用することによりリスクの低減又は移転に努めること。なお、リスクの低減又は移転の手段として必要となる保険料等の費用は委託費に含めることとする。

○その他、「カテゴリー別支援項目」の実施内容に疑義が生じた場合は、都度県と協議の上で進めること。

経営デザインシート(全社用)



【注意事項】

- 本事業における「経営戦略」は、内閣府「経営デザインシート」の考え方に基づいて策定することとする。
- 「輸出を含めた経営戦略」を記載する最終的な様式については、県が指定する様式を使用すること。